



表明保証違反に関する裁判例について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第45号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

M&Aにおける株式譲渡契約の交渉段階において、表明保証条項、補償条項の内容について議論される場面は多くあります。表明保証に違反した場合の効果について理解しておくことで、そのような交渉の場面で必要かつ有効な検討が可能となります。

今回のメールマガジンでは、前半パートにて表明保証条項の意義や役割といった基本的事項についての概括的な説明に加え、表明保証違反を行った場合の補償請求の範囲について判断した裁判例を踏まえた実務上の対応例についてご紹介し、後半パートにて、裁判所が表明保証条項の解釈に関して契約書の文言に拘束されない解釈を行う場合があることを示す重要裁判例をご紹介させていただきます。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・表明保証違反に関する裁判例について

(<https://www.clo.jp/column/3862/>)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 西川 昇大 ([nishikawa\\_s@clo.gr.jp](mailto:nishikawa_s@clo.gr.jp))

弁護士 河野 大悟 ([kawano\\_d@clo.gr.jp](mailto:kawano_d@clo.gr.jp))

弁護士 峯川 弘暉 ([minekawa\\_h@clo.gr.jp](mailto:minekawa_h@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....